

経済と経営 24-3 (1993. 12)

〈研究ノート〉

プラトーンとピュートハアゴラァース派のアルクヒューターース  
 ——『国家内の争乱』（「スタァスイス」）の原因としての『奪取による  
 ・市民間の取分の不平等』（「プレオンエクスイアー」）—— I. (1)  
 ——8))

鈴木秀勇

1) a) 本・『経済と経営』・本号・所収の別稿・『ホブズにおける・「契約  
 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析(第I部・  
 第I章——第XII章)』・第X章(III——C, 11), b), γ), に示した・DC・  
 Lの所論<sup>1)</sup>は,

ア) 既にEoLにあって, (「第三の・自然が定めている法」に当るものが示  
 され, さらに, 「交換上の正義」と「配分上の正義」との〈規定〉に反論が加  
 えられる・「第一部」・「第十六章」・「第一節」——「第五節」の・はるか  
 の・次・「第十七章」・「第二節」に挙示されている) いわば「第十二の・自然  
 に基づく法」の〈内容〉を, 「正義」の規定のもとに, 《予示》したものであ  
 る。

イ) そして, その「第十二の法」についての論述は, ——DC・Lにあって  
 は, 「第九の法」にかんするそれとして, Lev・E, Lev・Lにおいては, 「第

---

1) この・別稿・III——Cの11)は, 遺憾ながら, 掲載・原稿の枚数の関係で, 本・第  
 24巻・第3号には, 所収されていない。

十の法」にかんする論述として、——ほとんど同じ内容を以って、現われてくる。

b) そこで、この「法」が挙示されるに至る消息を、以下に示せば。

ア) i) アリストテレスは、通称・『政治学』(『<sup>(ポオリス)</sup>国家にかんする研究』と訳すべきか。全・八編)・「第一編」・「第五章」の冒頭から、「ところで、奴隷は、総じて、自然本性によって(φύσει [プヒユセエイ]), 奴隷であるのか、否か、総じて、他人の奴隷となることは、善いことであり正しいことであるのか、否か、逆に、奴隷の身分とは、自然に反するもの(παρὰ φύσιν [パアラァ・プヒユスィン])であるのかを、…吟味しなければならない<sup>2)</sup>、としたあと、直ちにつづいて、

ii) 「言うまでもなく、他人を支配すること(τὸ ἀρχειν [トォ・アルクヘイン])と、他人に支配されること([τὸ] ἀρχεσθαι [[トォ・] アルクヘエストハアイ])とは、ただに、必然(τὰ ἀναγκαῖα [タァ・アナァンカァイア]。「自然本性」の意)から生まれるにとどまらず、利害(τὰ συμφέροντα [トォ・シムプフエロォンタァ])からも生まれるものであり、かつ、生みの親次第で(ἐκ γενετῆς [エク・ゲエネテエーエス]), ある人は、他人に支配されるように、ある人は、他人を支配するように、分岐するのである<sup>3)</sup>、と例の・悪名高き〈人間差別論〉を、表明するのである。

ウ) i) アリストテレスは、この立論を、プラトーンから借用した・「正義」の基本理論——「動物」にあつて、「魂」は、「身体」を、「支配」し、「身体」は、「魂」によって、「支配される」。これは、「魂」と「身体」との・それぞれの「本性にしたがう」事柄である<sup>4)</sup>——に据えているの

2) Ἀριστοτέλης : “Πολιτικά.” Aristótelis Política. Recōgnōvit bréviq̄ue ad-notātiōne críticā instrūxit W. D. Ross. Oxónii, Typographéum Clarendoniānum. 1980. (以下, Pol. と略記)。Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · a, 17–20. p. 7

3) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · a, 21–24, p. 7

4) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · a, 34–37. p. 7

であるが、

ii) しかし、アリストオテエレーースは、そこから、直ちに、「魂は、身体にたいし、奴隷の主人としての支配権(δεσποτική ἀρχή [デスポティケー・アルクヘエー])をふるい、魂のうちなる叡知(ὁ νοῦς [ホオ・ヌウーウス])は、魂のうちなる欲望(ἡ ὄρεξις [ヘエー・オレクシス])にたいし、政治上の(πολιτική [ポリーティケー]), ないし、統治上の支配権(βασιλική [ἀρχή] [バスイリケー・[・アルクヘエー])をふるう」<sup>5)</sup>、と〈飛躍〉し、

iii) しかし、「身体にとっては、魂から支配を受けることが、自然にしたがっており(κατὰ φύσιν [カァター・フュスィン]); かつ、利益となるもの(συμφέρον [シムプフェロン])であり、そして、魂のうち・感情をつかさどる部門(μόριον [モリオン])にとっては、叡知と、理性(ὁ λόγος [ホオ・ロゴス])を含む部門とから、支配を受けることが、自然にしたがっており、また、利益となるものであり、しからずして、上記の両者が各々、対等であるところからは(ἐξ ἴσου [エクス・イスウ]), ないし、支配が逆であれば(ἀνάπαλιν [アナパアリィン]), 上記のことごとくにとって、害を招くもの(βλαβερόν [ブラベロオン])であることは、明らかである」<sup>6)</sup>、と正論に戻るのであるが、ただし、つづいては、

iv) 上記・ii) の「支配」・「被支配」関係は、「動物」中、「人間と、他の動物との間でも、妥当する」<sup>7)</sup>、とし、「野獣のうち、自然本性にあって良いものが、馴化されるのであり、そして、かかる・馴化された家畜の・すべてにとり、人間からの支配を受けるのは、仕合せである」<sup>8)</sup>と〈独断〉し、

5) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · b, 4–6, p. 8

6) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · b, 7–9. p. 8

7) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · b, 10. p. 8

8) Pol., Bekker, 1254 ; Ross, 1254 · b, 10–12. p. 8

v) はては、さらに、「雄 [男性] は、雌 [女性] に比して、自然本性上、すぐれているもの ( $\tau\acute{o}$  κρείττον [トォ・クレ<sup>イ</sup>ットォン]) であるが、雌 [女性] は、本性上、劣っているもの ( $\tau\acute{o}$  χείρον [トォ・クヘ<sup>イ</sup>エーイロォン]) であり、それゆえ、前者は、後者を支配する者、後者は、前者に支配される者、である」<sup>9)</sup>、と〈妄言〉したのち、

vi) 「同じようにして、あらゆる人間についてもまた、このことは、必然である」<sup>10)</sup>、と〈結論〉しているのである。

2) a) さて、EoLは、「第一部」・「第十七章」・「第一節」で、ア) アリストォテ<sup>レ</sup>エースの名を挙げて、

i) この人は、上掲の所論を、「自らの政治学全体の基礎」としているが、

ii) しかし、上の「基礎」は、当の「政治学の組立て全体を弱体化しているばかりでなく」<sup>11)</sup>、

iii) 「また、人々に、お互いの間の平和 (the peace of one another) を、攪乱し・妨害する口実と言いつとを、与えている」<sup>11a)</sup>、とする。

イ) というのは。 i) アリストォテ<sup>レ</sup>エースの言う「自然本性」をとれば、α) 「各人」の「自然本性」は、逆に、「自分は、他人を支配することができる、と考えるが、他人もやはり、こちらを支配することができる、と考える」<sup>12)</sup> という・一つの「平等」であり、

β) この「平等」が、「平和」を生み出すのにひきかえ、

ii) α) アリストォテ<sup>レ</sup>エースの言うように、「自然本性」上に「差異」がある、とするならば、「各人」は、いずれも、自分が「自然本性にしたがって」、「支配する」者である、と考え、

9) Pol., Bekker, 1254 ; Ross. 1254 · b, 13–14. p. 8

10) Pol., Bekker, 1254 ; Ross. 1254 · b, 14–16. p. 8

11) EoL, p. 88

11 · a) EoL, p. 88

12) EoL, p. 88

β) そこから、「各人」の間に「互いに相手を組み伏せんとする争い (contention)」が生じないでは、いないからであるし、

iii) さらに加えれば、α) かかる「争い」の一つたる「反乱 (sedition) と内乱 (civil war) と」の状況で、よく目にするように、「殆どの場合に」「勝利を攫う」のは、「気性の粗暴な者たち」であって、

β) それゆえ、「自然本性」について、アリストテレーヌのように、「差異」を語ることは、「反乱」・「内戦」、その他の「争い」における「自然本性」の「粗暴」すなわち「劣悪」の〈優位〉を語る、という〈矛盾〉に陥ることになる。

iv) それゆえ、α) 「自然本性」については、「人間」の「平等」、ひいては、「平和」が、生ずるように、語るべきであり、

β) しからずして、「人々が、他人に認めるより以上の敬意を、わが身に横取りする (arrogate) 限り、…人々は、いやしくも、平和の中で生きていく (live in peace) ことができるはずが、あろうとも思われぬ<sup>13)</sup>」からである。

b) EoLは、このところからの「帰結として、私たちは、自然は、平和を目的として (for peace sake)、つぎの法、スナワチ、各人ハ、他人ヲ、自分ト平等ノ者ト承認セヨ (*That every man acknowledge other for his equal*), を定めている、と考へなくてはならない。そして、この法にたいする違反が、私たちが驕傲 (PRIDE) と呼ぶものである<sup>14)</sup>、と述べて、

β) この「法」を、「第十一の・自然が定めている法」として、示すのである。

3) ところで、EoLは、上掲の「各人」による「相互」の「平等」の「承認」を命ずる「法」をうけた・次・「第二節」で、

a) ア) まず、「自然に基づく法は、それを留保 (retain) すれば、必ず、

13) EoL, p. 88

14) EoL, p. 88

平和が失われずにはいない権利 (rights) を除く・それ以外の権利を、わが身から引き離すことを、命じてはいない<sup>15)</sup>、とした上で、

イ) i) 前節に掲げた・「各人」の・「相互」の「平等」を「承認」<sup>16)</sup>することは、

ii) 「各人」の「値打ち (worth) の平等を容認すること」<sup>17)</sup>であり、

iii) そして、それは、さらに、「各人」が享けるべき「便益 (benefit) と報償 (respect) との平等」を「各人に賦与すること」<sup>18)</sup>にほかず、

ウ) しかるに、「各人」の「値打ち」と「便益と報償」とが形づくるもの、——それが、「各人」の・「留保」することを許されている「権利」であり、

エ) それゆえ、i) 「平等」な「各人」に、「平等」な「値打ち」・「便益と報償」、——一言にして、「平等」な「権利」を、「承認」することが、「平等十人タニ、平等十権利ヲ、容認すること (allowance of *aequālia aequālibus*)」<sup>19)</sup>であって、

ii) 「同じこと」であるが、「均等十人タニタイスル・均等十権利ノ容認 (the allowing of *prōportīōnālia prōportīōnālibus*)」<sup>20)</sup>である、と述べ、

b) そして、こう〈結論〉する。

「私たちが、お互いに平和の中へ入っていく (enter into peace) 時、その時には、数多くの権利が留保されるのであるから、理性、すなわち、自然に基づく法は、かく命じているのである。ナンピトデアレ、イカナル権利ヲ留保セント求ムルニセヨ、ソノ人ハ、他人ノ各々ニタイシ、各々が、ソレト・同一ノ権利ヲ留保スルコトヲ、容認セヨ (*Whatsoever right any man requir-*

15) EoL, p. 88

16) EoL, p. 89

17) EoL, p. 89

18) EoL, p. 89

19) EoL, p. 89

20) EoL, p. 89

*eth to retain, he allow every other man to retain the same.*)<sup>21)</sup>。「各人」にたいする・「同一」の「権利」の「留保」の〈命令〉

c) 加えて、この・「カマン-ウェルス」(「国家」)の「市民」となるべき「各人」間における・「権利」の「同一」を〈命令〉する「第十二の・自然に基づく法」について、EoLは、

「これが、人々が、配分上の正義という語によって意味しているものなのであり、本来から言えば、公正 (EQUITY) と名づけられる。この法にたいする違反が、ギリシャ人が Πλεονεξία<sup>22)</sup> ([プレオンエクシア]。「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分より以上のものを、奪取すること」と呼んでいるものであり、ふつう、<sup>(とん)</sup>貪欲 (covetousness) と訳されているが、しかし、もっと正確には、他人の権利の蚕食 (ENCROACHING) という語によって表わされるべきであるように、思われる」<sup>23)</sup>、と述べて、「第二節」を閉じている。

4) つぎに、DC・Lは a) EoLが、いわば「第十一の法」としているものに、自らの「第一部。[自由]」・「第三章」・「十三節」で、「第八の法」としての位置を与え「…、各人ハ、各人ニタイシ、自然ニ基ヅキ平等ナ者トシテ、振舞ワナケレバナラナイ」(*Vt unusquisque nātūrā unicuique aequālis habéatur*)<sup>24)</sup>、と述べ、

b) また、EoLにおける「第十二の法」を、「第九の法」とし、「…、各人ハ、イカナル権利ヲ、ワガ身ニ要求スルニセヨ、同ジ権利ヲ、他人ノ各々ニモ、許容シナケレバナラナイ」(*vt quaecumque iūra unusquisque sibimétipsi*

21) EoL, pp. 88–89

22) この語の〈由来〉については、cf. 本稿, *infra*, 8), b)。

この語の〈発音〉については、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、脚注 22) として、記した。

23) EoL, p. 89

24) DC・LW, p. 114 ; DC・LO, p. 189

*pōstulat, eadem etiam unicuique concedat ceterorum.)*」<sup>25)</sup>、と「市民」となるべき「各人」の・「権利」の「同一」の〈命令〉を示しているが、

c) 論旨はもとより、論述の内容も、EoLのそれと、ほとんど、相蔽うものである。

d) ただ、用語の上では、「第九の法」をEoLが、‘EQUITY’としているところを、DC・Lは、「第九の法の遵守」を、‘Módestia’ ([モォデスツィア])、すなわち、プラトーンが『国政』において頻用している——五つの〈主徳〉の一を表わす・‘σωφροσύνη’ ([ソォーフロッシュネェー]) に相当し、「欲望の適正」を意味する語——によって、示しており、

e) つづいて、「ところで、[この法にたいする]違反が、*πλεουεξία* である。違反者は、ラテン語では、欲望ニオイテ不適正ナ人々 (*immódicī* [イムモォディキィー])、すなわち、欲望の適正を逸した人々 (*immódestī* [イムモォデスティー]) と、呼ばれる」<sup>26)</sup>、として、「第十四節」を結んでいる。

5) さらに、Lev・E, Lev・L も、各々、 a) 「第一部」・「第十五章」の・前者は、「第二十一パラグラフ」<sup>27)</sup> で、後者は、「第十九パラグラフ」<sup>28)</sup> において、

b) 「第九の・自然に基づく法」として、

ア) Lev・E 「…、各人ハ、他人ヲ、自然ニヨリ自分ト平等ノ者デアル、ト承認セヨ (*That every man acknowledge other for his Equall by Nature*)」<sup>29)</sup>、

イ) Lev・L 「万人ハ、オ互イニ、自然ニ基ヅイテ平等ナ者デアル (*hóminēs*

25) DC・LW, p. 114 ; DC・LO, pp. 189–190

26) DC・LW, p. 114 ; DC・LO, p. 190

27) Lev・E, p. 211

28) Lev・L, p. 118

29) Lev・E, p. 211



*omnēs inter sē nātūra aequālēs esse.*)<sup>30)</sup>, を示し,

c) また, 前者は, 次・「第二十二パラグラフ」で, 後者は, 次・「第二十パラグラフ」にあって, 「第十の法」として,

ア) Lev・E 「上記の法 [第九] に, いま一つの法が, 依存している。スナワチ, 平和ノ身ノ上ニ入ルニアタツテハ, ナンピトトイエドモ, 残余ノ人々ノ各々ニ保留サレテハ, 己レノ不満トナル権利ハ, ソレガ, イカナル権利ナリトモ, ワガ身ニ保留スルコトヲ, 要求シテハナラナイ (*That at the entrance into conditions of Peace, no man require to reserve to himself any Right, which he is not content should be reserved to every one of the rest.*)」<sup>31)</sup>,  
(「市民」となるべき「各人」の・「権利」の「平等」の〈命令〉)

イ) Lev・L 「平和ニ入ルニアタツテハ, 他ノ人々ノ各々ニ保留サレルコトヲ, 己レガ望マヌ・ナニラカノ権利ハ, ナンピトトイエドモ, コレヲワガ身ニ保留スルコトヲ, 要求シテハナラナイ (*ut in pāce ineunda nēmo reservāri sibi pōscat jūs āliquod, quod cuiquam cōterōrum reservātum nōlit.*)」<sup>32)</sup>, を挙げ, (上記・ア) と同趣意の〈命令〉)

d) EoL, DC・L と, ほとんど同一の〈内容〉の論述を, 行ったあと,

e) 各パラグラフを閉じるにあたって,

ア) Lev・E は, 「この [第十の] 法の遵守者が, 私たちが, 欲望ニアツテ適正ナ (*Modest*) 人と呼ぶものであり, 違反者が, 他人ノ物ヲ横取りスル (*Arrogant*) 人と呼ぶものである。ギリシャ人は, この法にたいする違反を, *πλεονεξία*, すなわち, 自分の取分より以上のものにたいする欲望 (*a desire of more than their share*), と呼んでいる」<sup>33)</sup>, と述べ,

30) Lev・L, p. 118

31) Lev・E, p. 211

32) Lev・L, p. 119

33) Lev・E, p. 212

イ) Lev・Lは、「この法にたいする違反を、ギリシャ人は、*πλεουεξιᾶ*と名づけ、ラテン人は、他人ノ物ヲ横取りスルコト (*arrogantia* [アッロォガァンツィア]), と名づけている」<sup>34)</sup>、と記している。

6) さて、そこで、《問題》になるのは、以下(6), 7)) に述べる事柄である。

a) まず、以上に見たところから知られるのは、

ア) 別稿に述べたように、DC・Lにあって、「第三の法」にかんする論述の中に現われた・《異質》の所論——再言すれば、「疑いもなく、正義は、もっぱら、以下のところにあるにほかならない。それは、私たち万人は自然に基づいて、平等であるのであるから、一方の人間は、契約によって、その分ノ権利ヲわが身に獲得したのでない限りは、他方の人間に容認する以上ノ権利ヲわが身に横取りしてはならない、ということである」——(EoLの表現から察すれば、〈真実の意味〉での「配分上の正義」を告げる所論)——が、

イ) 実は、EoL, DC・L, および、Lev・E, Lev・Lにあって、それぞれ、〈後に〉挙示されることになる(「第十二」, 「第九」, 「第十」)の「自然が定めている法」の〈内容〉を、《予示》したものである、ということであるが、

b) この「法」の要点は、——ア) 「平和」を求めて「国家」の中に入り「市民」となるべき「各人」は、(「契約」によって取得した「権利」以外には)、相互に、「同等」/「平等」の「権利」を「承認」/「容認」し合わなければならず、他人と「平等」〈以上〉の「権利」は、自らに「留保」/「保留」——すなわち、〈奪取〉——してはならない。——

イ) ——なぜなら、上掲に先行する「法」をも視野に入れれば、上記の「法」への「違反」・「権利」の「平等」の「命令」への「違反」は、〈必然に〉、「市民」の間に「争い」を生ぜしめ、すなわち、「平和」の〈破壊〉、とりもなおさず、「国家」の〈解体〉に、導かずにはいないからである、——というところ

---

34) Lev・L, p. 119

ろにある。

7) a) ホブズは、このように、とりわけ Lev・E, Lev・L の多くの箇所において、いったん「設立」を見た「カマン-ウェルス」・「国家」内に、「内戦」(Civill War), 「争乱」(Rebellion < re+bellâre ([レエ+ベェッラァーアレエ])). 「再び戦争する」・「戦争の再開」・「自然のままの状態の再来」が生じ、ために、「国家」が「解体」するに至ることにたいする危惧を、表明している。

b) プラトーンもまた、「国家内の争乱」・「反乱」(στάσις [スタァシス]) を、危懼した。

それは、のちに見るように、(本稿・後出・9), a), b)) プラトーンが、「国家」(πόλις [ポォリィス]) にあって、「最も大切なもの」とは、「国家と国家、市民と市民との・相互間に拡がる平和と、同時に友愛」(εἰρήνη πρὸς ἀλλήλους ἅμα καὶ φιλοφροσύνη [エイレーネー・プロォス・アッルレェールゥス・ハァマァ・カァイ・プヒイロォプフロォシユネェー])<sup>35)</sup> とであり、しかるに、「国家内の争乱」こそ、「あらゆる戦争の中で、最も惨たらしいもの」<sup>36)</sup> である、と痛感していたからである。

本稿で、のちに見るとおり<sup>37)</sup>、「正義」にかんする・プラトーン特有の理論も、さらにまた、俗に《哲人王》説と称される・「知の探究者」(φιλόσοφος [プァイロォソォプァオス]) と「統治者」(βασιλεύς [バァスイレェウス]) とが「合して同一となる」、——換言して、「知の探究」(φιλοσοφία [プァイロォソォプァイア]) と「国家が有する権力」(δύναμις πολιτικῆ [デュナァ

35) Πλάτων : “Νόμοι.” Plâtônîs Ôpera. “Légês.” Recôgnôvit brévîqve adnotâtîône críticâ instrînxit Iôannês Burnet. Tomvs V. Oxóniî, Typographéum Clarendoniânnum. 1976. (以下, L., と略記)。 I. (Νόμοι. A.) Stallbaum II, 628・c ; Burnet, 628・c, 9-10, p. 19

36) L., I. (A). Stallbaum II, 629・d ; Burnet, 629・d, 2, p. 20

37) 本稿・後出・12), 13)

ミス・ポオリイティケエー]との「同一」化——の理論（それは、「正義」の理論の上に築かれている）も、いずれの理論も、くいかにして、「ポオリイリス」・「国家」は、この「スタアスィス」を《回避》しうるか、という観点から、構想されたもの、と解されるのである。

c) ところが、i) プラトーンより、約二十七歳ほど年下で、プラトーンときわめて親交の深かった・南部イタリーアのピュートハアゴラァス派に属する・ある哲学者で、やはり、「スタアスィス」を憂慮した人物が、'στᾶσις'の《原因》を、ホブズが連繫四著作の・すべてを通じて、  
 <常に>ギリシャ語で示している'πλεονεξία'に、置いているのである。

ii) この哲学者は、プラトーン (? 427 B. C. — ? 347 B. C.) の生年の二十数年後に、当時ギリシャの植民都市であったタラァス (Τάρας. イタリーア南東部。現在の Taranto ([ターラント]). 港湾都市) に生まれ、政治家、軍司会官、ピュートハアゴラァス派の哲学者、数学者として多彩な活動を展開しながら、夭折したアルクヒュータァス ('Αρχιῦταῖς, 400 B. C. — 365 B. C.) である。

iii) プラトーンとアルクヒュータァスとの間には、きわめて親密な書面の往復があり<sup>38)</sup>、また、プラトーンは、自らタラァスにアルクヒュータァヌを訪れた、と伝えられている<sup>39)</sup>。

d) このところから推測されるのは、ア) ホブズの連繫四著作が、前掲の・二つの「自然が定めている法」をつうじ、「市民」(となるべき「各人」)間の「平等」と、「それ」の「権利」の「平等」と——この・二つの「平等」——が、「平和」への<進入>、とりもなおさず「国家」の「設立」にとり<不可欠>なものである、と語っているのは、

イ) プラトーン、ならびに、上記の・ピュートハアゴラァス派の

38) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、記した。

39) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、記した。

哲学者の〈想念〉と〈理論〉とから、ホブズが学んだところによるものでは、あるまいか、——これが、前出・6)の冒頭に記した《問題》である。

e) そこで、本稿は、このふたりの——哲学者、と言わんよりは、むしろ——社会学者について、‘στᾶις’ と ‘πλεονεξιᾶ’ との両概念が、〈いかなる関係〉にあるものとして、とらえられているかについて、分析を施すことになる。

8) a) アルクヒューターースが遺した『断簡』(“*Ἀρχῦτου Ἀρμονικός.*” ([アルクヒュートウ・ハアルモオニイコオス]。『アルクヒューターースの調和比論』。真正断簡)のうち、ストオーバアイオス (Στωβαίος) の『詞選』(“*Ἐκλογή.*”/“*Ecloga.*”) 中に収録されている・「数学」にかんする文章の一節に、つぎのように記されている。

「理性による計算 (λογισμός [ロオギイスマオス]) が立てられれば、その計算が、国家内の争乱 (στᾶσις [スタアスィス]) を終熄せしめ、国家内の融和 (ὁμόνοια [ホオモノオイア]) を増強せしめるものである。なぜというに、理性による計算が行われる場合には、プレオンエキスイアー (πλεονεξιᾶ。「他人の取分から、他人の取分と等しかるべき・自分の取分より以上のものを、奪取すること」) は、もはや、存在せず、存在するのは、平等 (ἰσοτάς<sup>40</sup>) [イソオターース]) であるからである。この事柄の理由は、理性

40) タアラアス地方 (イタアーリアの南部、俗に“長靴の裏底”に当る海岸地域) では、「アイオリイア (Ἰολία) 大地域語」と「ドーリイイス (Δωρίς) 大地域語」とが行われ、「アッティカア地域語」での「名詞」「語尾」‘-της’ ([-テュース]) は、タアラアス地方では、‘-τάς’ ([-ターース]) という形をとった。

“*Ἀρχῦτάς*”も、しかりであり、プラトーンが、アルクヒューターース本人宛ての「書簡」以外では、‘*Ἀρχῦτης*’ と綴っているのは、上記の・地域語間の関係を、映しているものである。

この‘ἰσοτάς’も、「アッティカア地域語」では、‘ἰσοτής’ ([イオオテュース]) である。(アリイストオテレーースの・とくに『ニーコオマテクホオスに与うる倫理学』に、頻出)。

による計算に基づいてこそ、私たちは、人と人との間での・物の取得 ( $\tau\acute{\alpha}$  συναλλαγμάτα [タァ・シユンアツラァグマァタァ]。「財貨の交換」) にあたり、合意に達する ( $\delta\iota\alpha\lambda\lambda\alpha\sigma\acute{\sigma}\acute{o}\mu\epsilon\theta\alpha$  [ディアツラァツソォメトハァ]) のである、というところにある。もとより、理性による計算のゆえに、貧しき者は、資産を有する者から、生活の糧<sup>(かて)</sup>を得 ( $\lambda\alpha\mu\beta\acute{\alpha}\nu\omicron\nu\tau\iota$ )、富める者は、困窮せる者に、生計の資を与える ( $\delta\iota\delta\acute{o}\nu\tau\iota$ ) のであるが、この時、貧者と富者との両者は、自分たち双方をつうじて、平等 ( $\tau\acute{o}$  ἴσον [トォ・イソオン]) が存在せざるをえない ( $\acute{\epsilon}\xi\epsilon\iota\nu$  [ヘエクセエイン])、との確信を、理性による計算ゆえに、抱いているのである<sup>41)</sup>。

b) ここで、アルクフューターースの立論の分析に入るに先立って、‘ $\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\xi\acute{\iota}\alpha$ ’なる語について、その〈由来〉をも含めて、吟味しておこう。

ア) この語は、

i) 「数」・「量」・「度合」、等の・いずれにあっても、「多い」・「大きい」・「強い」を意味する「形容詞」(アツティカァ地域語では、sg. ‘ $\pi\omicron\lambda\acute{\upsilon}\varsigma$ . ([ポオリュス]). [m.] ; ‘ $\pi\omicron\lambda\lambda\acute{\eta}$ .’ [f.] ; ‘ $\pi\omicron\lambda\acute{\upsilon}$ .’ [n.]. pl. ‘ $\pi\omicron\lambda\lambda\omicron\acute{\iota}$ .’ [m.] ; ‘ $\pi\omicron\lambda\lambda\acute{\alpha}\acute{\iota}$ .’ [f.] ; ‘ $\pi\omicron\lambda\lambda\acute{\alpha}$ .’ [n.]) の「比較級」形・「より多い」、等 ((‘ $\pi\lambda\epsilon\acute{\iota}\omega\nu$ ’ ([プレエイオン]), ‘ $\pi\lambda\acute{\epsilon}\omega\nu$ ’ ([プレエオン])). 両形とも, [m.], [f.] ; ‘ $\pi\lambda\epsilon\acute{\iota}\omicron\nu$ ’ ([プレエーエイオン]), ‘ $\pi\lambda\acute{\epsilon}\omicron\nu$ ’ ([プレエオン]), ‘ $\pi\lambda\epsilon\acute{\iota}\nu$ ’ ([プレエーエイン])). 三形とも, [n.]) のうち, ‘ $\pi\lambda\acute{\epsilon}\omicron\nu$ ’ は, 「副詞」としても, 用いられるが,

ii) この‘ $\pi\lambda\acute{\epsilon}\omicron\nu$ ’ と, 「所有する」, 「取得する」, 「保つ」, 等の語意をもつ「動詞」・‘ $\acute{\epsilon}\chi\epsilon\iota\nu$ ’ ([エクヘエイン]) の「未来」形・‘ $\acute{\epsilon}\xi\epsilon\iota\nu$ ’ ([ヘエクセエイン]) とから, ‘ $\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\xi\acute{\iota}\alpha$ ’ なる「名詞」が合成され,

iii) ただし, 「イオーニア」大地域語では, ‘ $\pi\lambda\epsilon\omicron\nu\epsilon\xi\acute{\iota}\eta$ ’ と, 語尾が長母

41) „Die Fragmente der Vorsokratiker.“ Bd. 1. Stóbaeus : “Flórigium”, ed. Hense. IV. 1. Iámblicus : “Dē commentáriis mathēmaticae sciēntiae, ed. Festa. 11, p. 24. 10 S. 437. 7–12

音・‘-η’で終る語形であったために、アッティカ地域語でも、語尾の‘-α’が、長母音・‘-ᾶ’で発音されたのである。

iv) それゆえ、この「名詞」の原意は、「より多く、所有する／取得する／獲得すること」である。

v) しかし、α) ‘πλέουεχειν’ ([プレ<sup>・</sup>エオン<sup>・</sup>エクヘ<sup>・</sup>エイン]) という一語の「動詞」は、存在せず、‘έχειν’を用いる場合には、——プラトーンもそのようにしているが——‘πλέον έχειν’と二語に分けられる。

β) 一語の「動詞」としては、‘έχειν’と〈同義〉の「動詞」・‘έκτείν’ ([エク<sup>・</sup>テ<sup>・</sup>エ<sup>・</sup>エイン])。これは、独立しては、用いられない<sup>42)</sup>と‘πλέον’との「合成語」である‘πλεουεκτείν’ ([プレ<sup>・</sup>エオン<sup>・</sup>エク<sup>・</sup>テ<sup>・</sup>エ<sup>・</sup>エイン])が、使用される。

(本稿での・上記の〈発音〉については、前出・脚注・22)を、参照戴きたい。

イ) ところで、i) この「合成動詞」・‘πλεουεκτείν’の語意として、Liddell-Scottは、

α) 「自分の・当然の取分より以上のものを、所持する／主張する」、また、「他人の取分より以上のものを、所持する／主張する」、

β) したがって、「<sup>(とん)</sup>貪欲である」、「強欲である」、

γ) さらに、「(他人を) 出し抜く」、「(他人を) 欺く」、を示し、

ii) ‘πλέον έχειν’については、

42) おそらく、‘έκτείν’は、やはり「獲得する」、「入手する」、等の語意をもった「動詞」・‘κτασθαι’ ([ク<sup>・</sup>タ<sup>・</sup>ア<sup>・</sup>ア<sup>・</sup>スト<sup>・</sup>ハ<sup>・</sup>アイ])、「イオーニア大地域語」では‘κτέσθαι’ ([ク<sup>・</sup>テ<sup>・</sup>エスト<sup>・</sup>ハ<sup>・</sup>アイ])——これらは、いずれも、dēpōnēntia ([デ<sup>・</sup>エ<sup>・</sup>ポ<sup>・</sup>オー<sup>・</sup>ネ<sup>・</sup>エ<sup>・</sup>ン<sup>・</sup>ツ<sup>・</sup>イ<sup>・</sup>ア])。「能動形」を失い、「受動形」でありながら、「能動」の語意を有する「動詞」である——の・かつて存在した「能動形」・‘κτάν’, ‘κτείν’の「アオリスト」形、ないし「完了」形、あるいは、「過完了」形の「不定法」形では、あるまいか、と考えられる。

α) 「*πλεονεκτεῖν* に似た」語意, すなわち,

β) 「(他人に) まさる」, 「(他人に) 勝つ」,

γ) 「(他人を) 出し抜く」, を,

iii) そして, 「名詞」・「*πλεονεξία*」については,

α) 「<sup>(とん)</sup>貪欲」, β) 「利得」, γ) 「[物の]より大きな取分」, δ) 「[ある物から]得られた利益」, ε) 「不当利得」, 等を, 挙げているが, Liddell-Scott の示す語意で十分とは, 思われぬ。

ウ) 本稿で, こののち, 順次に見ていくように, 「*πλεονεξία*」, 「*πλέον ἔχειν*」, 「*πλεονεκτεῖν*」の語は, プラトーン, その他の著作家により, 「平等」(*ἰσότης/ἰσότης*), 「平等である」(*ἰσάξασθαι* [イサアゼエストハイ]) の〈反対語〉として, 所論上, 《きわめて重要》な意義を, 有する。

c) さて, そこで, アルクヒューターアスの・前掲の言句を, 分析しよう。

ア) まず, i) 「人と人との間での・物の取得」・「財貨の交換」, —— 根本にあっては, ホブズの言うように, 「財貨」にたいする「権利」の「相互授与」—— について言えば,

ii) 「交換」を行う両・当事者の各々が,

α) 〈相手方の有している〉「権利」の「取得」という・〈価値〉の〈増大〉(《正》の要因) と,

β) その「取得」の「代償」の「支払」である・〈自らの有している〉「権利」の「授与」という・〈価値〉の〈減少〉(《負》の要因) とについて,

γ) 「理性による計算」を行い,

iii) α) ——〈第三者〉が, ではなくて, —— 当事者の〈各々・自身〉が, β) 「権利」の「取得」という・〈価値〉の〈増大〉(《正》の要因) が, それの「取得」にたいする「代償」の「支払」(「権利」の「授与」という・〈価値〉の〈減少〉(《負》の要因) を, 〈上回る〉/それ〈より大〉である, という・《不等》の〈判断〉において,

γ) 『平等』であることにより,



iv) α) 両・当事者は、「交換」について「合意に達する」のであり、  
β) そして、この「合意」、すなわち、「交換」の「意志」の『平等』に、「達する」ことによつてのみ、「交換」は、〈行われうる〉のである。

イ) したがって、「交換」の中に存在するのは、

i) 「理性による計算」の結果たる・両・当事者の〈判断〉の「平等」と、

ii) さらに、両当事者の「合意」という・また一つの「平等」と、である。

ウ) とりわけ、i) 上記・ア), iii), β) の——「権利」の「取得」が、その「取得」にたいする「代償」の「支払」を、〈上回る〉という・《不等》の〈判断〉の・両・当事者における『平等』が、「交換」の〈成立要件〉である、——ということは、

ii) 「交換」による・「権利」の「取得」にとっては、その「代償」の「支払」が、〈不可欠〉である、ということであり、

iii) 換言すれば、「代償」の「支払」を〈伴わぬ〉・「権利」の「取得」は、「交換」に〈よらざる〉もの、

iv) したがって、前記・イ), i), ii) の・二つの『平等』に〈反する〉ものである、ということである。

エ) i) 要約すれば、あの・「代償」の「支払」を〈伴わぬ〉・「権利」の「取得」は、二つの『平等』に〈反する〉もの・《不平等》である。

ii) それゆえ、かかる「取得」が、とりもなおさず、「他人の取分から、他人の取分と平等なるべき・自分の取分以上のものを、奪取すること」、すなわち、'πλεονεξία'である。

iii) (のちに、アリストテレーレスの・「交換」にかんする所論について見る時に知られるように)<sup>43)</sup>、アリストテレーレスが、「ところ

43) 別稿・「いわゆる『価値形成基体』としての『労働』と、『労働の継続時間』ないし『労働時間』にかんする諸理論。——プラトーン、A. スミス、K. マルクス、および、アリストテレーレス——」の後出・論述を、参照戴きたい。

で、ある人々にとっては、ピュートハアゴォラァース派の人々が言ったように、代償の支払 ( $\tau\acute{o}$  ἀντιπεπονθός [トォ・アンティペポントホォス]) が、ただちに ( $\acute{\alpha}$ πλῶς [ハアプロォーォス]) 公正 ( $\tau\acute{o}$  δίκαιον [トォ・ディカイオン]) である、と考えられている、と述べている場合の「公正」とは、「平等」が〈行われること〉以外のものではなく、

β) したがって、‘πλεονεξία’ は、《不平等》なるがゆえに、ピュートハアゴォラァース派のアルクヒューターースにとって、もとより、「不正」 ( $\eta$  ἀδικία [ヘエー・アディキィアー]) であったはずである。

iv) 上記・iii), β) の事柄は、まさにプラァトォーンに現われるのである。すなわち、

α) プラァトォーンは、対話篇『ゴオルギィアース』 (“Γοργίας.”) に、師・ソォークラァテェースとともに、師の同時代人で・シシリーの東海岸の古都・レェオンティーノォイ出身のソォプヒィステェース・ゴオルギィアース、ほか三人を登場させているが、その・ひとり、カァツルリィクレェェース (Καλλικλῆς) に向かい、ソォークラァテェースに、つぎのように、述べさせている。

[ソォークラァテェース] 「申すまでもなく、世の人の大<sup>(おおかた)</sup>方は、これも、あなたが今おっしゃられたとおりに、他人と平等な取分を手に入れること ( $\tau\acute{o}$  ἴσον ἔχειν [トォ・イソオン・ェクヘェイン]) が、正しいこと ( $\delta$ ίκαιον [ディカイオン]) であり、他人に不正を加えること ( $\tau\acute{o}$  ἀδικεῖν [トォ・アディケェェイン]) は、他人から不正を蒙ることよりも、恥づべきである、と考えておりますな。その考えのとおりなのでしょうか、それとも、そうではないのでしょうかね。…世の人の大<sup>(おおかた)</sup>方が考えておりますのは、こういうことなのでしょうか、それとも、ちがいますかな。他人と平等な取分を、手に入れること、しかし、他人の取分より以上の取分は、奪取しないこと ( $\acute{\alpha}$ λλ’ οὐ τὸ πλεον [έχειν] [アッルル’ウ・トォ・プレェオン [・ェクヘェイン]), それか、正しいことであり、そして、その意味で正しくはないこと、すなわ

ち、他人の取分より以上の取分を奪取することは、他人から不正を蒙ること、すなわち、自分の取分より以上を他人に奪取されることよりも、恥づべきことである、というのではありませんかな。…」。

[カッリィクレエス]「ええ、<sup>(おおかた)</sup>大方の人々の考えは、そういうことなのです」<sup>44)</sup>。——

γ) 本稿・前出のように、アルクヒューターースについて分析された・‘πλεονεξία’の・「不正」は、このようにして、プラトーンによって、明言されているのである。

ν) いな、さらに、ホブズとの関係をも含めて、《きわめて注目すべき》事柄は、プラトーン-ソクラテースが、

α) 「世の人の<sup>(おおかた)</sup>大方」の「考え」が、上記にある、ということは、上記の・当該〈規定〉が、「自然に基づいて」いることを、意味している、というところから、つぎのように述べている点である。

[ソークラテース] 「してみますと、他人に不正を加えることが、他人から不正を蒙ることよりも、恥づべきであるのも、また、他人と平等の取分を手に入れることが、正しいことであるのも、たんに、法に基づいて(νόμῳ [ノモォー])だけのことではなく、また、自然に基づいて(φύσει [プヒュセエイ])のことであるわけですね」。——

そして、ソークラテースは、つづいて、以前の議論で、「法と、自然とは、相反する」と述べたのは、「真実」でも、「正しく」も、「なかった」と反省しているのである<sup>44a)</sup>。

β) こうして、本稿で、のちに、再度述べるように、プラトーンにあっ

44), 44 · a) Πλάτων : “Γοργιάς.” Plātōnis Ōpera. “Gōrgiās.” Recōgnōvit brévīque adnotātiōne críticā instr̄x̄it Iōannēs Burnet. Tomvs III. Oxōniī, Typographēum Clarendoniānum. 1977. Stallbaum, I. 488 · e—489 · b ; Burnet, 488 · e, 7—489 · b, 4 ;

て、人類の精神史上、《初めて》、「実定法」とともに「自然に基づく法」（「自然法」という概念が、生まれたこと、

γ) そして、その「自然に基づく法」は、まず、「他人と平等な取分を手に入れる」ことの「命令」として、また、「他人の取分以上の取分を奪取する」ことの「禁止」として、現われたこと、

δ) 「禁止」されている後者は、ホブズの連繫四著作にあっても、また、「自然が定めている法」にたいする「違反」たる *πλεονεξία* であること、——  
これらは、まさしく瞠目すべき事柄である。

オ) さて、以上のとおりであるとすれば、 i) α) 「国家」の「市民」の間に、「代償」の「支払」なき「取得」、すなわち「奪取」たる *πλεονεξία* が横行する時、

β) それが、〈必然に〉、「市民」間に「争い」を、やがて、「国家」内に「争乱」を、生み出さずにはいないことは、明らかであり、

γ) なればこそ、アルクヒューターースは、*πλεονεξία* を、「国家内の争乱」の〈原因〉、としているのである。

カ) しかし i) 「理性による計算」が「行われる」ことによって、前記・ア), イ) にしたがって、あの《不平等》は〈消滅〉し、「存在するのは、平等」のみ、となる。

ii) それは、とりもなおさず、「*πλεονεξία* は、もはや、存在せず」、ということである。

iii) そして、これは、直ちに、「理性による計算」が「国家内の争乱」を「終熄せしめる」ことに、ほかならず、

iv) さらに、*πλεονεξία* があるところに成立する「交換」が、「国家内の融和を増強せしめる」こと以外のものではないのである。——

キ) ところで、 i) プラトーンが『国政』・「第二編 (B)」で述べているように、「ポオリイス」・「国家」の「人口の最大多数」を占めるのは、「労働になんら不足のない身体の力を有し」・「身体の力の強さの使用[〈労働力〉]

を売り (πωλοῦντες τὴν τῆς ἰσχύς κρείαν [ポールウーンテェス・テェーン・テェェス・イスクフユオス・クフレイアーン]), それにたいする報酬を傭賃 (μισθός [ミイストホオス]) と呼ぶ」ところの「被傭労働者」(μισθωτοί [ミイストホオートオイ])<sup>45)</sup>であるが、

ii) かかる「労働者」は、もとより、「貧しい者」たちである。

iii) 「資産を有する者」・「富める者」は、かかる「労働者」に「傭賃」、——すなわち、「貧しい者」の「生活の糧」<sup>(かて)</sup>「生計の資」——という「代償」を「支払」って、「労働者」の〈労働力〉を「取得」し、

iv) 「労働者」は、〈労働力〉なる「代償」を「支払」って、「傭賃」(「生活の糧」<sup>(かて)</sup>・「生計の資」)を「取得」するのである。

ク) i) これは、「交換」の〈一種〉であり、

ii) したがって、前述された「交換」の〈成立要件〉は、ことごとく、ここにも妥当することになる。

ケ) すなわち、 i) この「交換」は、「理性による計算」ゆえに行われうるものなのであり、

ii) したがって、「理性による計算」の行われるところ、「貧者」・「富者」という〈差別〉は、実は〈空なるもの〉<sup>(くう)</sup>であって、再言すれば、前記・イ), i), ii) の二つの『平等』が、〈両者をつうじて、存在するほかは、ない〉ことである。

iv) このことが、「この時、貧者と富者との両者は、自分たち双方をつうじて、平等が存在せざるえない、との確信を、理性による計算ゆえに、抱いているのである」、と言われる関係なのである。——

45) Πλάτων : “Πολιτεία.” Plātōnis Ōpera. “Rēs Pŕblica.” Recōgnōvit brévīqve adnotātiōne críticā instrŕxit Iōannēs Burnet. Tomvs IV. Oxónii, Typográpheum Clarendoniānum. 1982. (以下、R. と略記)。II. (B). Stallbaum, II. 371・e ; Burnet, 371・e, 1-5

d) 以上の分析によって知られるように、アルクフューターースにあっては、

ア) i) 「理性による計算」は、

ii) 二つの「平等」を、〈必然〉ならしめ、

イ) i) それゆえ、〈不平等〉としての‘*πλεονεξία*’の「存在」を断つことにより、

ii) これを〈原因〉とする‘*στάσις*’（「国家内の争乱」）を、「終熄せしめる」——のである。

22) アッティカアの東海岸の町・マラトホオン出身の・ソプフイステューエス（*σοφιστής*、紀元前・五世紀・後半に出現。文法学、修辞学、政治学・数学の束修受領教師）のひとりに、ヘエーロオーデュース（*Ἡρώδης*）なる者が、あった。これは、ローマ人の文法学者として高名な・アウルウス・ゲエッルリュウス（*Áulus Gélius*、紀元後・二世紀。著名な『アッティカアの燈下の述作』（“*Nóctēs Átticae*.”（[*ノクテュース・アッティカアエ*]）の著者）の師であり、また、ローマ皇帝・アントオーニイーヌウス・ピィウス（*Títus Aurélius Fúlvius Bóionius Antōnînus Pîus*、在位、138–161 A. D.）、および、これの女婿であり養子で、皇帝位を継いだが、ローマ・ストォア派の哲学者でもあったマァーアルクウス・アウレューリュウス・ウェーエルウス・アントオーニイーヌウス（*Mârcus Aurélius Vêrus Antōnînus*、在位、161–180 A. D.）の友人でもあり、後者の師でもあった。

このヘエーロオーデュースと他の文法学者との共著・『正字法について』（“*Περὶ ὀρθογραφίας*.”（[*ペエリィ・オルトホオグラァプヒィアス*]）にしたがえば、ギリシャ語の「正字法」論の一部をなす・「シラブルの区切り」には、「五つ」の規則があり、その「第二」規則は、——“一語の最終母音が、一つの・他の語との合成にあたり、省略される場合には、先行する子音は、新たに後続することになった母音と結合して、発音される。そして、これは、「語」が「分岐」した場合にも、「前置詞」と「名詞」（ないし「代名詞」）とが結合する場合にも、同じ”、——というものである。

たとえば、「動詞」・‘*ἔχειν*’（[*エクフエイン*]）。「持つ」、「保つ」と、「前置詞」・‘*ἀνά*’（[*アナァ*]）。「上方へ」とが、「合成」されて、‘*ἀνά + ἔχειν*’が造られ、しかし、‘*ἀ +*

ε' の・二つの母音が、一つの母音・'ε' に〈単一化〉されて、'α' は「省略」され、'ἀνέχειν' という・新しい語が生まれた場合、〈発音〉は、「先行する子音」・'ν' が、「新たに後続することになった母音」'ε' と「結合」して、'ἀ+νέχειν' ([ア+ネェクフエイン]) となるのであって、'ἀν+έχειν' ([アン+エクフエイン]) とは〈ならない〉のである。

ただし、「二語」が「合成」される場合——たとえば、本稿・本文の 'πλεονεξία'、あるいは、後出の 'πλεονεκτείν' (これらは、'πλέον'+ 'έξια'; 'πλέον'+ 'εκτείν' [ただし、これは、〈独立した語〉としては、現われない]、という・「二語」からの「合成」語である)——の〈発音〉については、〈両論〉があり、一方の論者は、「二語」の「継ぎ目」で、シラブルは、「分離」される、とし、(上記の語をとれば、'πλεονεξία' は、[プレオン+エクスィアー]と、また、'πλεονεκτείν' は、[プレオン+エクテューエイン]と、〈発音〉される)、これにたいし、ヘエーローテエースの流れを汲む論者は、「第二」規則の〈一貫性〉という観点から、たとえば、'πλεονεξία' は、[プレオ+ネェクスィアー]と、また、'πλεονεκτείν' は、[プレオ+ネェクテューエイ]というように、シラブルは区切られるべきである、とした、と言う (Kühner: Ausführl. Griech. Grammatik. T. I. Bd. 1. S. 349—350)。

本稿・執筆者は、「合成」された「二語」の各〈語意〉を尊重する立場から、「二語」の「継ぎ目」で、シラブルを「分離」して、〈発音〉を表記することにした。

38) プラトーンがアルクヒューターースに送った「書簡」の一つ (『第九書簡』) は、簡潔とはいえ、内容は、両者の・親密な関係を窺わせるに足りるもので、下記のとおりである。

タラアスからの人々がアトヘエーエナアイに到着して、アルクヒューターースが託した・プラトーン宛て書簡を、齎した。

その書簡、ならびに、一行の伝えるところによれば、アルクヒューターースは、「公務ゆえの繁忙から解放されえぬ」ため、「自らの専門の仕事」すなわち哲学者・数学者としての研究を妨げられ、「耐え難い思いである」、と嘆いている由である。

これにたいし、プラトーンは、「自分の専門の仕事に没頭すること」は、とりわけて、「貴下のように、そうした仕事に従事する道を選ばれた人」にとっては、「もとより、人生においてこの上もなく楽しい事柄」であるだけに、その嘆きは、もっともなことである。

だがしかし、「公務に招いているのが、ほかでもなく祖国そのものであってみれば、その・招きの声に従わないのは、おそらく、不当と言うべきであろう」、と忠告してい

る。(Πλάτων : “Ἐπιστολαί.” Plātōnis Ōpera. “Epistvlae.” Recōgnōvit brévique adnotātiōne críticā instr̄xit Iōannēs Burnet. Tomvs V. Oxonii, Typogrāpheum Clarendoniānum. 1976. (以下, E. と略記)。Epistvla IX. (Θ). Stallbaum, III. 357 · d-358 · b ; Burnet, 357 · d, 5-358 · b, 1 ; p. 521)

なお、この『第九書簡』の末尾で、プラトーンは、タラアスを出てアトヘエーナアイにいる・ピウトハアゴオラアス派の・年下の人物で、多分アルクヒュータアスから万事依頼を受けていた・エクヘクラタアスなる者の面倒を見ることについて、「ほかならぬ貴下のお立場のこともあり」、労を惜しまぬ旨を、伝えている。(E., IX. (Θ) Stallbaum, III. 358 · b ; Burnet, 358 · b, 3-6 ; p. 522)。

つぎに、プラトーンがアルクヒュータアスに宛てた・いま一通の「書簡」(『第十二書簡』)は、(九世紀以来、プラトーンの実筆では、ない、とされてきたものであり、Burnet による脚注にしたがえば、A (パリ・ギリシャ語・1807) 稿本、O (ヴァティカン・ギリシャ語・1) 稿本、Z (パリ・3009) 稿本の三稿本には、「プラトーンの手書に非ず、と否認されている」と記されている、と言う)ごく簡略なものであって、とくに記すべき内容は、含んでいない。(E., XII. (IB). Stallbaum, III. 359 · c-e ; Burnet, 359 · c, 5-359 · e, 2 ; pp. 523-524)

以上の二「書簡」以外でも、プラトーンは、スイケリイア [シシリー] の・富裕な首都・シュラクウーウサアイの人・ディオンの親族・友人に宛てた『第七書簡』中でも、(E., VII. (Z) Stallbaum, III. 338 · c-339 · b ; Burnet, 338 · c, 6-339 · b, 4 ; pp. 497-498), また、シュラクウーウサアイの専制君主・ディオニスイオスに宛てた『第十三書簡』にあっても、「アルクヒュータアス (Ἀρχὺτᾶς) を「アルクヒューテース」(Ἀρχύτης) と「アッティカ地域語」流に綴って、その名を挙げている。(E., XIII. (IF) Stallbaum, III. 360 · c ; Burnet, 360 · 3, 1 ; p. 524)

39) キイケロオは、紀元前・54 年頃の執筆にかかる『国政について』(“Dē Rē Pūblicā.”) で、小・スキューピオ (Pūblius Cornēlius Scīpio Aemiliānus Āfricānus Numantīnus minor, ? 185 B. C.-129 B. C.), その甥・クウイントゥス・トゥベロオ (Quīntus Tūbero), スキューピオの友人たちを、登場させ、対話・討論を行わしめているが、「第一編」・「第十章」・「十六」にあつて、スキューピオに、こう語らせている。

「トゥベロオ君、君も、耳にしていること、と私は確信しているのだが、プラトーンは、ソクラテースの死[399 B. C.]後、研学のために、まず、エジプトへ、ついで、イタリーアおよびシキリイア [シシリー] への道を急いだのだ



が、その目的は、ピュートハアゴオラースの思索の成果を学び尽すところに、あった。そして、プラトーンは、長期間、タラントオのアルクヒュータースの許に、また、ロクリイーのティーマイオスの許に、滞在して、プヒイロラアウスの手になる注解を、手に入れた。それに、当時、このあたりでは、ピュートハアゴオラースの令名が高かったために、プラトーンは、ピュートハアゴオラース派の人々と、その人々の著作との研究に、没頭したのだった。…。„Die Fragmente der Vorsokratiker.“ Hrsg. von Hermann Diels, Walther Kranz. 3 Bde. Bd. 1 Weidmann, s. l. 1974, S. 423 ; Loeb Classical Library. “Cicero in twenty-eight volumes.” XVI. “De Rē Pūblicā.” “De Lēgibus.” Cambridge (Mass.) Harvard U-P., William Heinemann. 1977. pp. 32–34

(本稿・以下は、次号・以降の・ホブズにかんする「論文」中に、「プラトーンとアルクヒュータース II.」, 等と略記して、掲載)